



財団法人 大学基準協会
Japan University Accreditation Association

巻頭言

高等教育大衆化時代の 「質の保証」を使命に

長田 豊臣

大学基準協会会長
学校法人立命館 理事長



国公立大学が設置形態を越えて集まり、大学基準の保証をめぐる自立的な活動を60年に渡って続けてきた歴史と伝統ある我々の団体の活動が、近年の大学改革とグローバル化の中、ますますその重要性を増しつつあります。特に2004年8月には、大学の認証評価機関として国からの認証を受け、高等教育の質の向上に今まで以上に一層重い責務を担うこととなりました。本大学評価の基準として「大学基準」に依拠して認証評価を行うことによって、本協会は、会員大学ならびに認証評価を行う大学の教育・研究及び組織運営の水準の維持・向上に側面から大きな支援を行ってきたと言えます。

今日の高等教育の問題を考える場合、問題はあまりにも多くの人が進学することであり、昔のように少数の人だけが大学に行くのであれば大きな問題はおこらないというニュアンスの意見を聞くことがありますが、それは間違いであると思います。高等教育の大衆化は、決してネガティブにとらえるべき現象ではなく、わが国の技術開発能力や経済力を底支えする決定的要因であり、さらにはわが国の国民的水準の成熟度を端的に示す、誇るべき現象であります。それ故、我が国が直面する大学改革の最大の課題は、この高等教育の大衆化をどう真正面から受けとめ、高等教育の質を21世紀の社会的要請に応えるものとして高度化していくかということにあります。「国家百年の大計」と一般的に言われますが、日本に現存する700数校をこえる大学をトータルにどう質的に向上させていくかということは、わが国の将来にかかわる重要な課題であります。700数校にものぼる大学全体の質をどれだけ上げていくことができるのか、もっと知恵を出して、国民的規模で真剣に議論する必要があります。

これまで大学基準協会は、日本における大学評価の中核的役割を担い、それに伴う組織・運営の変革が必要に応じてやり遂げてきたわけですが、国公立大学が加盟する唯一の団体として、今後も、日本の大学全体の質的向上のために新たな展開が求められていることは言うまでもないことであります。先日、中央教育審議会の小委員会から卒業要件の厳格化を柱とした、「学士力」（仮称）と「出口管理」の強化の方針が示されたところでありますが、大学の設置基準の大綱化以降の「入口管理」から「出口管理」へと変化しつつある高等教育政策において、高等教育の質の保証に責任を持つ大学基準協会こそ、日本の高等教育の質の保証と改善のために、積極的な発言と提案を国の内外に続けていかなければならないことは言うまでもないことであります。

現在、大学の認証評価においては、どの評価機関を選ぶかは大学の任意にまかされるという考え方がとられています。それであるからこそ一層、日本にある3つのアクリディテーション機関のうち、最も長い歴史を持ち、評価経験、評価大学数いずれにおいても最も実績のある民間のアクリディテーション機関として、大学基準協会のリーダーシップが最重要になってきます。大学等の高等教育機関が、期待される役割を十二分に果たしていくことができるよう、そして、日本の高等教育機関が世界の大学等と伍して実績を挙げて行くためにも、教育研究の質の維持・向上を図っていくことは重要な課題なのであります。そのため、本協会は、第三者評価制度の充実・発展とともに、評価を踏まえ、各大学等に、より不断の改善・充実を迫ることのできる認証評価機関として、その責務と役割を一層果たしていきたいと考えています。

専門職学位課程基準について

生和 秀敏

大学基準協会特任研究員
平成17・18年度基準委員会委員

『我が国の高等教育の将来像』（平成17年1月28日 中央教育審議会答申）において、「専門職学位課程は、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力が必要とされる多様な分野（例えば、法曹、MBA・MOT（技術経営）、公共政策、教員養成等）での創設・拡充が必要である。理論と実務を架橋する実践的教育や職業的倫理の涵養が充実され、社会人等多様な学生を受け入れて各種の高度専門職業人が養成されることを通じて、社会全体の流動性の向上と活性化に大きく貢献することが期待される（略）」と述べられている。

また、『新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて』（平成17年9月5日 中央教育審議会答申）においても、「専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵養する課程として、明確な役割を担うことが適当である」と記載されている。

これを受けて政府および関係諸会議においても、「我が国の経済・社会を牽引する高度で専門的な職業能力を持つ人材を養成する観点から、専門職大学院の教育の質的向上を支援する」（平成18年3月28日 閣議決定）など、専門職大学院の創設と拡充を求める動きが急速に広まってきている。

このような高等教育機関の多様化・高度化要請、とりわけ、専門職大学院の充実を求める斯界の動向に因應するため、大学基準協会は、大学基準、学士課程基準、修士・博士課程基準等に加え、新たに「専門職学位課程基準」を定め、これを関連する大学等に示すことにより、時代と社会が求める専門職学位課程における教育研究の質の保証と向上を図るためのガイドラインを提示することにした。

専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを使命・目的とした特定の高度専門職業人の養成に特化した大学院の教育課程であり、「専門職学位課程基準」は、その使命・目的の実現に向けて、それぞれの専門

職大学院が固有の教育目標を掲げ、教育課程を適切に編成し、教育内容・方法を工夫し、必要な組織・制度・施設等を整備し、時代と社会が求める専門的な業務に従事する人材の養成を行うためのガイドラインを基準化したものである。

「専門職学位課程基準」は、（1）使命・目的ならびに教育目標、（2）教育の内容・方法・成果、（3）教員組織、（4）学生の受け入れ、（5）学生生活の支援、（6）教育研究環境の整備、（7）管理運営、（8）点検・評価、（9）情報公開・説明責任の9項目から構成されており、各項目には、「本文」と「評価の視点」が示されている。特に（2）は、専門職大学院という新しい教育課程の特徴を反映し、従来のものと較べ、かなり詳しい内容になっている。

「本文」は、専門職学位課程制度の趣旨を考慮した上で、それぞれの専門職大学院が自ら掲げる使命・目的を実現し、教育目標を達成するための重要な事項を大綱的に定めたものである。「評価の視点」は、各項目についての評価を行う際の具体的な視点を示したもので、専門職学位課程において必要とされる基本的事項を「レベルⅠ」とし、専門職学位課程の一層の充実と質的向上のために点検・評価することが求められている事項を「レベルⅡ」として表した。なお、レベルⅠにおいては、法令等によって遵守することが求められている事項を含む視点については◎を付し、その根拠となる関係法令等と条文番号を示している。

「専門職学位課程基準」は、それ自体としては専門職大学院の認証評価のための基準ではないが、既に制定されている「法科大学院基準」をはじめ、各種の専門職大学院の認証評価のために定めることになる「専門職大学院基準」の基盤となるものであり、いわゆる親基準として位置づけることができる。この「専門職学位課程基準」が、企図された趣旨に適うよう適切に運用され、各専門職大学院の教育研究の質の保証と向上に寄与し、さらに、新しい時代の教育課程基準として機能することを期待している。

「専門職大学院の認証評価について」

新田 正樹 文部科学省高等教育局
専門教育課専門職大学院室長

高度専門職業人の養成を目的として平成15年度に制度が発足した専門職大学院は、平成19年4月現在、法曹、経営管理、技術経営、会計、公共政策から知的財産、デジタルコンテンツ、映画、ファッションなどの多様な分野において149専攻（うち法科大学院は74専攻）が設置されている。また、平成20年度以降、高度な専門性を備えた力量ある教員を養成することを目的とした「教職大学院」が新設されることとなっている（平成20年度開設としては21専攻が申請中）。

多様な専門職大学院が設置された理由として、社会における高度専門職業人養成の必要性とそのことに対する高等教育機関への期待の高まりという社会的背景とともに、その他の要因として、

- ①大学の質保証システムが「事前規制型から事後チェック型」へ移行され、認証評価制度を導入する一方で、設置認可についても、原則として最低基準が満たされれば認可されることとするなど弾力化が図られたこと、
- ②特例ではあるが、構造改革特区制度によって新たに株式会社立の学校設置及び校地面積等の弾力化が認められたこと、

が専門職大学院制度の創設とほぼ同時期に導入されたことなども、要因となったものと考えられる。

このように急激に発展を遂げた専門職大学院においては、特に社会科学系の大学院を中心に、従来、あまり取組まれてこなかった高度専門職業人養成にその目的・機能を特化して、各大学院が特色を持った教育を展開することとなり、社会のニーズに即した人材養成機能を果たすとともに、大学の組織や教育活動について活性化をもたらすという大きな効果が表われた。

しかしながら、その一方で、急激に多様な分野、設置形態の大学院が設置されたことにより、教育の質の保証という面については多くの課題を有している。

本来、専門職大学院の設置に当たっては、その前提として、特定の職業分野を担う人材を養成する専門職学位課程として、大学関係者と関係する業界・職能団体等が連携し、その中核的・共通的な教育の在り方（例えば、教育内容・方法、修了要件、教員組織等）が検討・構築され、それが確立した分野において当該内容を体现した専門職学位課程として設置されていくことが不

可欠である。さらに言えば、この時、大学制度としての最低基準を超えた望ましい標準、在り方等に係る内容のコンセンサスから、後の評価基準が形づけられてくることとなる。

しかしながら、一部の専門分野においては、そもそも当該専門分野においてどのような高度専門職業人を養成すべきなのか、それに即して修得すべき知識・能力はどの程度のものなのかについて、必ずしも共通理解が得られていないことから、体系的な教育課程の編成などの面で極めて不十分な例が散見されている。このような背景によって、本来明確にされるべき、専門職大学院教育と専門学校教育との関係が「曖昧になっているとの指摘がある。」（「我が国の高等教育の将来像」（答申）17年1月9日中央教育審議会）という指摘が生じている。

このような状況の中で、認証評価の果たす役割としては、大学関係者における当該分野の専門家と関係業界や職能団体の関係者等の連携のもと、各専門職大学院に対し質の高い第三者評価を実施することを通じて、各職業分野における専門職大学院の教育の共通の在り方が再構築されることを期待している。

認証評価制度が創設され来年度で5年目を迎え、制度創設時（15年度及び16年度）に設置された専門職大学院は、来年度には評価を受けなければならない時期を迎えることとなる。しかしながら、現在、評価団体については法科大学院において大学基準協会など三団体が設置されており、その他の分野については本年6月に経営系分野と会計分野についてそれぞれ1団体ずつ申請があり、現在、中央教育審議会で審査が行なわれているところである。

専門職大学院の教育の質保証のためには、今後、更に認証評価団体が設置されることが大いに望まれ、文部科学省としても最大限努力していく所存である。しかしながら、言うまでもなく認証評価団体の設置や活動は、国の関与を最小限とし、関係者等の自主的な発意によることが大前提となっている制度である。このような中において大学基準協会に対しては、現在実施している法科大学院をはじめ、専門職大学院の評価に関する今後の活動については、大きな期待と関心を寄せている。

わが国経営大学院の現状と課題

ビジネス系専門職大学院
 清成 忠男 認証評価検討委員会委員長
 法政大学学事顧問

わが国において、経営大学院の歴史は浅い。慶應義塾大学のビジネススクールを除くと、経営大学院の設立が増加したのは1990年代に入ってからである。そして、専門職大学院が制度化され、2004年度以降設立が相次いでいる。

経営大学院の現状

現在、経営大学院には二通りある。研究者養成が目的の既存の大学院と、専門職大学院である。専門職大学院が制度化される前から経営大学院は存在しており、その一部が専門職大学院に転換したにすぎない。設置基準が異なるから、両者の実態にはやや違いがある。学位を取得した場合には、内容の異なる二通りのMBAが存在している。

専門職大学院は増加傾向にあるが、設置分野が法的に特定されていないため、現状は多岐にわたっている。だが、ほぼ8割が経営系である。この経営系には、会計、MOT、知財などが含まれている。平均入学定員は60人弱であり、アメリカのビジネススクールと比較するとかなり小規模である。

専門職大学院の2007年度の入学状況は、別表の通りである。志願倍率は、平均値では一定の水準を維持している。だが、格差が大きく、入学定員割れの大学院も少なくない。また、入学者を年齢別に見ると、30歳以上が半分近くを、社会人が過半を占めている。以上は法科大学院を除く専門職大学院の数値であるが、経営大学院のそれと大差ない。

専門職大学院の入学状況（2007年度）

設置形態	志願者数	入学者数	志願倍率
国立	1,984	867	2.29
公立	202	132	1.51
私立	3,644	2,351	1.55
合計	5,380	3,350	1.74

資料：文部科学省「学校基本調査」（注）法科大学院は含まない

いま、なぜ経営大学院か

経営大学院の存在意義については、見解が分れている。経営の本質は教えられるものではないという見方は根強い。MBAの活動が経営にマイナスに作用した例が少なくないという批判もある。また、アメリカの経営大学院にしても、常に高く評価されてきたわけではない。

反省期もくり返し生じている。

いずれにしても、経営構想力や経営ノウハウの習得は、経営大学院の教育で実結するものではない。教師の動機づけと指導によって、学生の学習が活発化し、自己形成的に人材形成が進むことも否定できない。だが、経営の現場における達成経験の重要性を十分に考慮しておく必要があろう。

わが国においては、長い間、経営大学院は存在しなかった。にもかかわらず、経済は成長したし、日本の経営は高く評価されてきた。日本の雇用慣行のなかでは、大企業は内部において教育・訓練を行ってきた。中小企業においても、従業員は意図的な転職によって、技術や経営力を蓄積し、独立した。中小企業は「中小企業経営のための学校」であった。

だが、日本の雇用慣行の維持が困難になったこと、専門能力を有する個人のネットワークが意味をもつ社会に移行したこと、知識社会の進展により経営資源の高度化が進んだこと、等々の理由によって、経営大学院は21世紀に入ってから重要性を増している。

こうした状況への対応として、経営大学院が増加している。問題は、その質である。

経営大学院の質の保証

わが国の経営大学院は、企業側に必ずしも認知されていない。つまり、市場に評価されていないのである。

それでは、質の保証をどのように行うべきか。経営大学院は、自ら努力して質の向上をはからなければならない。だが、経営大学院と志願者の間には情報の非対称性が存在する。その結果、市場がワークしにくい。情報公開を十分に行っても、受け手の側の理解は容易ではない。そこで、認証評価機関が評価し、結果を公表することによって市場の判断を助ける。同時に、認証評価機関は評価対象となった経営大学院に助言し、質の向上をはかる。認証評価にあたっては、評価者の産業界からの参加が不可欠である。

何よりもまず、認証評価を通じて教育研究の質を向上させる必要がある。それによって、企業側の認知度が高まり、MBAの市場が拡大することになろう。そのためには、経営大学院相互の協力が望ましい。

当協会の認証評価においても、質の高い評価システムを構築することが課題になる。

大学基準協会が実施する経営系専門職大学院の 認証評価について

大学基準協会では、平成17年8月にビジネス系専門職大学院認証評価検討委員会を設置し、経営系専門職大学院の認証評価の実施に向けて検討を重ねてきました。

すでにご承知のとおり、大学基準協会では、平成16年度から四年制大学の機関別認証評価を開始し、平成19年度からは、短期大学の機関別認証評価とともに、専門職大学院の認証評価として法科大学院の認証評価にも着手しています。

経営系専門職大学院の認証評価システムは、これらの評価の経験をもとに、そして、経営系専門職大学院がそれぞれ多様な個性を持っていることを重視して構築されました。

現在、本協会では、平成20年度の認証評価実施に向けて、文部科学大臣に認証評価機関としての申請を準備しています。ここでは本協会の経営系専門職大学院認証評価の概要についてご紹介します。

経営系専門職大学院認証評価の目的

経営系専門職大学院の認証評価を実施する目的は、経営系専門職大学院の水準の向上をはかること、認証評価を通じて経営系専門職大学院の質を社会に対して広く保証することにあります。したがって、具体的な評価は、認証評価を申請する大学から提出された「点検・評価報告書」等の書面評価と経営系専門職大学院への実地視察を通して行い、本協会が設定した経営系専門職大学院基準に適合しているか否かの認定を行います。また、現在実施している各種評価と同様、評価結果について大学に提出を求める「改善報告書」を通じて経営系専門職大学院への継続的な支援を行います。

評価対象

大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価では、以下の要件を備えた専門職大学院を評価の対象とします。

①授与する学位名称が、経営修士（専門職）、経営管理修士（専門職）、ファイナンス修士（専門職）、技術経営修士（専門職）等に相当する名称のものであること。

②企業経営、技術経営、その他の組織経営のための専門的知識を身につけるとともに、高い倫理観と国際的な視野をもった人材の養成を掲げていること。

③人材養成の目的を達成するために必要な力量として、専門的知識に加え、例えば、先見性、分析的思考能力、

戦略的思考能力、先端技術活用能力、情報技術活用能力、多文化理解力、コミュニケーション能力等を明示していること。

本協会の認証評価の申請を希望する場合は、できるだけ早い段階で本協会事務局にご相談ください。

認証評価の基準

経営系専門職大学院の認証評価のための基準は、大学基準協会が独自に設定した経営系専門職大学院基準です。

この経営系専門職大学院基準は、「1 理念・目的および教育目標」、「2 教育の内容・方法・成果」、「3 教員組織」、「4 学生の受け入れ」、「5 学生生活」、「6 教育研究環境の整備」、「7 管理運営」、「8 点検・評価」、「9 情報公開・説明責任」の9項目で構成されています。基準は、単に経営系専門職大学院が法令要件を遵守しているかどうかの評価を行うのではなく、それぞれの経営系専門職大学院が掲げる使命・目的・教育目標を尊重し、その使命・目的・教育目標の達成のためにどのような努力が払われ、その成果をあげているのかという観点を重視して評価を行うことを基本としています。

認証評価を申請する大学は、この基準に基づいて点検・評価をしていただきますが、「点検・評価報告書」は、設置基準の遵守等の要件充足についての記述を最小限にとどめ、各大学の個性・特色や課題に対する取り組み等を重視した内容を求めることとしています。

申請について

申請書を提出する年の4月時点において、経営系専門職大学院として完成年度を経過していることが申請資格の基礎的要件となります。

平成20年度に認証評価を受けることを予定している大学は、平成20年1月末日までに所定の申請書を提出し、同年4月上旬に設定する期日までに資料を提出していただくことを予定しています。

詳細については、『経営系専門職大学院認証評価ハンドブック』（本協会ホームページ <http://www.juaa.or.jp> からダウンロードできます）をご参照ください。また、お問い合わせにつきましては大学基準協会事務局（Email keiei@juaa.or.jp、TEL 03-5228-3883）までご連絡ください。（事務局）

ブックレビュー

秦 澄美江 著

『男女共生社会の大学 —文科省セクハラ規程から大学評価へ—』 (社会評論社)

2007年2月 311頁 2,800円+税



現在、セクシュアル・ハラスメントに対する大学の姿勢が大学評価の一つの重要な項目であるべきことは、広く認識されているようになってきているのではないだろうか。たとえば、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口があるのが、国立大学で100%、公立大学で89.6%、私立大学で88.6%。学内に調査・対策機関が設置されているのが、国立大学で98.9%、公立大学で83.1%、私立大学で77.1%である（平成16年度実績、文部科学省調べ、本書p.273より）。もちろん、大学全体として100%となっているわけではないし、いまだ、制度的な対応をしていない大学があることは問題であるとはいえ、8割から9割の大学においてこれらの設置がなされていることは、ハラスメント防止・対策が、大学において当然なされるべきこととして制度化される段階となったことを示すものであるといえよう。しかもそれが1999年（平成11年）に「文部省訓令第四号（文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する

規定）」から10年足らずのことであるのは、やはり、社会の変化に大学が積極的に対応しようとしたことの現れであるといっていいただろう。

しかし、これらは制度化されただけでは、十分ではないことはいうまでもないことである。大学で何が最も重要な問題であると認識されるのか、そして、どのように運用されるのか、今、問われている。本書で論じられたケースが読者に強く訴えているのは、大学に関わるすべての人が「個人として尊重されること」を基本ポリシーとすること、そして、ハラスメントに関連する「不利益扱いの禁止」を明確にすること、そして、被害者の訴えに関する「秘密厳守」がなされなければならないことである。現在、ハラスメント案件が制度上で取り扱われる中で、「二次セクハラ」が生じることがようやく問題となってきた。本書でなされる具体的な分析において、「二次セクハラ」が「不利益扱いの禁止」に抵触するものであることが説得的に論じられている。

大学におけるハラスメントには、今ではセクシュアル・ハラスメントに限らず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントもまた想定されるようになっている。大学に、いかに被害者によりそった対応がもとめられているのか、本書が示唆するものは大きい。

小玉 亮子 横浜市立大学 国際総合科学部准教授

大学英語教育学会授業学研究委員会 編著 『高等教育における英語授業の 研究—授業実践事例を中心に—』

(松柏社)

2007年1月 339頁 3,800円+税



しばしば、公教育の現実論理的必然であり政治的に中立で修正不可能と考えられている。しかし、近年、高度資本主義下の教育が果たす支配と抑圧的機能を暴露するような否定的分析に加えて、代替案の提示や実践的な関与を目指す批判的教育法(critical pedagogy)が注目を集めている。これは参加型民主主義の復権や多文化主義の発達を重視する米国教育学の潮流の一つである。近年、日本でもこうした動きを受けて、教員にシラバスを書くことを義務づけたり、学生評価を導入したり、さらにFDの実施がトレンドになっている。しかし、こうした新制度も形だけを取り入れた結果、シラバス一つを例にとっても「書き方がわからない」「目的を理解できない」と現場が混乱したり、シラバスの義務化そのものに反対する教員もいるようである。

本来、シラバスとは、授業の目的や進め方を学生に理解させる「計画書」であると同時に、評価基準や方

針に関して教員と学生で結ばれる「契約書」である。その限界を知った上で、有効利用されるならば、多くの可能性を教員と学生の両方に開くことのできる道具である。よい授業とは、シラバスを見ただけで分かるものであり、シラバスが存在しない授業などは、「羅針盤無しに航海に出ようとする船」のようなものである。しかし、残念ながら学生時代にシラバスを用いた授業を受けなかったり、書き方を学んでこなかった教員には、よいシラバスを書くことは容易ではない。

本書は、授業の見方・考え方を説明した第1部、高等教育における英語授業の基本的クラスをほぼ網羅する形でシラバス107を6分野に分類した第2部、分析と考察を行った「まとめと問題提起」の第3部構成となっている。特に、第2部は全国の教員が実名でやや簡略なものからかなり詳細なものまで資料提供を行っており、シラバスが読める人には「宝の山」であり、書き方が分からない人には「よい教科書」となっている。

本書は、単なる資料集と見られるべきではなく、今、なぜ大学英語授業学なのかという問いを越えて、「大学授業学」全般を考えるのに必読の書である。今後、英語の授業だけでなく、すべての分野でこうした研究が進められるべきであることは論を待たない。

鈴木 健 津田塾大学 学芸学部准教授

大学時論

運営費交付金の競争的資金化

鷺山 恭彦

東京学芸大学長・日本教育大学協会長

経済財政諮問会議民間委員による次期の国立大学法人の運営費交付金を競争的資金にするという提案は、「国立大学法人・波乱万丈物語」の第何巻目であろうか。

法人化当初の約束が次々に崩されて、まず初めが「効率化係数の巻」、ついで「シーリングの巻」、そして「授業料の巻」、まだまだ続いて「地域手当の巻」、そして「総人件費抑制の巻」が最後かと思ったら、また出てきて、今回の話は第六巻目にあたる。

効率化係数や経営改善係数で毎年減らされているのに、今度は運営費交付金を競争的資金が多く取れているかどうかで査定しようというのである。とりわけ教員養成系大学には激震が走った。

教育学部で取れる科研費などの競争的資金は、ひとつひとつの額は小さく、総計しても理工学系と比較すれば、たかがしれているし、特別教育研究経費も似たようなものである。案の定、87大学のうち教員養成系大学は、最後の10校に軒並み名を連ね、大幅減額で大学の存立はなくなる、という試算になった。

選択と集中が必要で、各県に一つ国立大学がある必要はないとも提案している。崎元熊本大学長は日本経

済新聞で、鈴木群馬大学長は毎日新聞で、林金沢大学長と飯田横浜国立大学長は朝日新聞で、それぞれ批判の論陣を張った。私も「教員養成系大学にはこのような形での成果主義はなじまない」と読売新聞に投稿した。自民党と公明党の関係者にも陳情した。

その結果か「2007年度骨太方針」には、枕詞はついたものの「基盤経費の確実な措置」という言葉が入った。幾分愁眉を開いたが、予断はゆるされない。

法律には、各大学は、国立大学法人評価委員会の評価により、その結果が次期の運営費交付金の算定に適切に反映される、とある。その評価委員会の評価は、まだ始まってもないのだ。それなのに何の調査研究もなく一方的に決め込んで、競争的資金化の提案である。

「高等教育の危機は社会の危機」といわれる。経済財政諮問会議や教育再生会議の最大の問題は、教育学者が入っていないこと、お金をかけずに大学改革・教育改革をやらうとすることにある。これでは幾らいい提案をしても、悪い結果しか生まない。私学助成も含め、財政支出の高等教育への対GDP比を倍増し、せめて欧米並みにすることが、国家100年の計である。

じゅあ

会員の広場

父母の視点

奥野 政元 活水女子大学長

現代の大学生で、自分の力で学費を納めている者の比率はどの程度なのか。おそらく多くは親の負担になっていると思えるが、そうであるならば、大学が説明責任を果たす対象は、まず親に向けてであるとも考えられる。本学では毎年6月と7月の毎土曜、日曜にかけて、父母の会への大学説明会を九州各地を巡って行っている。大学がこのために費やす労力は大変なものであるが、父母会役員の積極的かつ献身的な協力もあって、毎回盛況である。学生の満足度や授業評価に対する取り組みは、かなり制度化もされ整備されている。一方親の側からどのように評価されているのか、こうした取り組みについては、あまり聞いたことがない。高等教育機関としての大学でも、今後は、同窓会とともに、親の会の積極的な関与も大切なものであらうと、多くの父母と直接話し合いながら感じたものである。

本来の大学改革

田中 敬子 津田塾大学事務局長

大学基準協会の大学評価のための基準である「大学基準」には、「大学は学問の自由を尊重し、高度の教育および学術研究の中心機関として、有為な人材の育成、新たな知識と技術の創造と活用、学術文化の継承と発展等を通して、学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。」とある。本学も、創立者津田梅子が掲げた建学の理念を継承し、移り変わる社会情勢に対応した教育・研究のあり方の点検・改革を実施し、大学の使命を果たすべく努力してきた。

近年、私立学校を取り巻く環境は、少子化等の影響により、大学間の学生確保の競争は激化してきており、各大学では、学生募集や教育研究の充実に向けた取り組みを一層強化して行っているが、その中には、高校生の目先の興味に訴えることに重点を置き、小手先の改革に傾き、本来の大学の使命が忘れられている傾向になってはいないだろうか。海外の大学進学を希望する高校生が増えている現状を真摯に受け止め、大学の担う本質において、真に魅力ある大学となるよう原点を再認識し、改革等には取り組まなければならないと考えている。

横浜市立大学

神奈川県横浜市
(公立)



2005年4月に公立大学法人化し、「教育重視・学生中心・地域貢献」という基本方針のもと魅力ある横浜市大づくりの取組を進めています。国際総合科学部、医学部ともに「共通教養」カリキュラムの実践により、広い視野で問題を分析・解決できる能力を持ち、多様な個性と能力を発揮し国際社会で活躍できる人材の育成を目指しています。

認証評価に向けては、法人化とともに実施している毎年の年度計画に係る業務実績評価の経験を積み重ねるとともに、学長をトップとする教育研究自己点検評価委員会を中心に準備を進めています。

本学の教育・研究の成果を十分に発揮し、地域社会はもとより国際社会に貢献できるようさらなる改革に取り組んでいるところです。

(横浜市立大学長 プルース・ストロナク)

茨城キリスト教大学

茨城県日立市
(私立)



1967年に創立された本学は、今年創立40周年の記念すべき年にあたる。本学の自己点検・評価の取り組みは、1995年に「茨城キリスト教大学自己点検・評価の規程」を整備し、併せて自己点検・評価運営委員会を設置したことに始まる。その最初の成果は、2003年に「茨城キリスト教大学の現状と課題—自己点検・評価報告書—」として刊行された。さらに引き続き点検・評価作業を行い、その結果を基に、昨年大学基準協会の相互評価・認証評価を申請し、今年4月には「大学基準適合」の認定を受けた。

今後とも、常に建学の精神＝原点に立ち返りつつ、教育・研究の不断の改革を推進するとともに、有為な人材育成の使命を遂行したい。

(茨城キリスト教大学長 瀧野 修)

金沢学院大学

石川県金沢市
(私立)



1946年に創立され、1995年に現在の名称に変更した本学は、文学部、経営情報学部及び美術文化学部を有する文科系の総合大学であり、大学院として経営情報学研究科の修士課程と博士課程を持ち、人文学研究科修士課程設置を申請中である。昨年、学園創立60周年を期して、教育理念を「創造」と定め、「ふるさとを愛し、地域社会に貢献する」「良識を培い、礼節を重んずる」「社会の要請に応え、構想する力、実践する力を育む」の3項目を指針として掲げた。現在、本学は、自己評価を進めており、引き続き、大学基準協会の設立目的に添った活動を積極的に展開して、地域社会・人間社会に創造的に貢献する清新な人材を養成していきたい。

(金沢学院大学長 石田 寛人)

杏林大学

東京都三鷹市
(私立)



4学部、3大学院研究科、学生数約5,000人、東京都の三鷹市と八王子市に二つのキャンパスと三鷹市に医学部付属病院を持つ総合大学である杏林大学は、2008年度に大学基準協会の相互評価を受ける。2001年度に同協会の相互評価を受けて指摘された2、3の改善勧告をすでにクリアし、2年前から大学評価を受けるために専任の学長補佐をおき、全学的な委員会をほぼ月一度定期的に開催して準備を進めている。これまでに、医学部以外の3学部で新学科の開設、学部改組、大学院3研究科で教務担当の任命などを完了し、現在教職員の勤務評価、教育力向上を目指したFDの強化、キャンパスアメニティーの改善などを鋭意実行中である。

(杏林大学長 長澤 俊彦)

昭和薬科大学

東京都町田市
(私立)



本学は、1930年に設立、2006年、6年制薬学部として再スタートし、薬学に関わる幅広い領域で活躍できる人材育成に力を注いでいる。1992年度より昭和薬科大学教育・研究年報を毎年刊行、これらの評価結果をもとに大学改革を推し進めてきた。また、2002年に大学基準協会の正会員となり、さらに、2010年度には大学基準協会の認証評価を受けるべく全学的な準備を進めている。現在、6年制教育では2年次生までが在籍しているが、臨床教育の充実する新しい教育制度が進む中、教員の増員、施設の拡充、医科大学との提携などを通して今後も一層の教育・研究体制の整備を図ってきたい。

(昭和薬科大学長 小谷 榮一)

白百合女子大学

東京都調布市
(私立)



白百合女子大学は1965年の創立以来、カトリシズムの世界観による人格形成を教育の基本理念とし、知性と感性との調和のとれた女性の育成をめざしてきた。1994年には大学基準協会の正会員としての承認を受け、2000年度には全学規模での自己点検・評価を実施し、2001年3月に第1回目の「自己点検・評価報告書」を作成し公表した。以後、初等教職課程の新設および社会人向け生涯学習プログラムを開講するなどの教育カリキュラムの拡充を図ってきた。現在、本学創立50周年に向けて教育環境の整備をおこないつつ、FDの推進・事務組織の改革等に取り組み、2010年までに認証評価を受けるべく準備を進めているところである。

(白百合女子大学長 山内 宏太郎)

募集のテーマ

- ①「大学時論」……………毎号1篇
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」……………毎号数篇
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

広報委員会 委員長 鈴木 守(群馬大学)

委員 大井眞二(日本大学) 木村一信(立命館大学) 鈴木 健(津田塾大学)
千賀重義(横浜市立大学) 古屋一仁(東京工業大学)

「じゅあ」は関係方面はじめ会員大学の専任教員並びに課長職以上の方々にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、「じゅあ」は本協会ホームページからダウンロードできます。

投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専をどうぞ。字数は、左記の通りで、締切は12月上旬です。
- ※ 採否は広報委員会で決定し、原稿は返却しません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区山谷砂土原町2-7-13
財団法人 大学基準協会 総務課

編集後記

入試が年中行事になって久しい。先日改めて勤務先の学部の「入学センター」で教えてみたら種類にして20弱の入試があった。ほとんどがいわゆる「特別選抜」入試であった。数として少ないほうかもしれない、とはベテラン担当者の弁。雑誌の中ではあったが、選抜方式の多様化は確かに進んだが、狙い通りの人材が得られたかを、もっと精密に検証しなければならないし、選抜の過程ももっと工夫が必要なることを改めて痛感させられた。(大井眞二)